

令和7年度 秋田市ボランティア活動助成金のご案内

秋田市社会福祉協議会では、福祉活動等に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を応援するために、助成金の申請団体を募集しています。

☆助成金の活用について

この助成金はボランティア団体等の育成、活動の発展、ボランティアのスキル向上等への活用を目的としておりますので、以下についてご留意ください。

《助成対象となる事項》

◇団体について

- (1) 秋田市ボランティアセンターに登録しており、昨年度本助成を受けていない団体
 - ① 10人以上の会員で構成されていること。
 - ② 原則として、秋田市内において1年以上のボランティア活動実績があること。
 - ③ 年5回以上のボランティア活動を行っていること。
 - ④ 災害に関わるボランティア活動を除き、原則として、主たる活動範囲が秋田市であること。
 - ⑤ 営利を目的としていないこと。
- (2) その他、本会が必要と認める団体

◇事業について

- (1) 地域や社会福祉施設等における高齢者・障がい者（児）・児童等へのボランティア活動
- (2) ボランティア活動の振興を図るため、ボランティア活動者の養成や啓発などを目的とした研修会・交流会
- (3) 地域福祉に貢献する開発的・モデル的なボランティア活動
- (4) 災害に関わるボランティア活動
- (5) その他、本会が必要と認めたもの

◇経費について

◎次の項目の経費のうち、ボランティア活動に係る経費を助成対象とします

- (1) 外部講師に関する経費（謝礼金・旅費等）
- (2) 研修会・交流会等開催に係る経費（会場費・設備代・行事用保険代等）
- (3) 研修会などの参加等に係る経費（車両借上料・旅費・参加費）
- (4) 被災地等での活動に係る経費（車両借上料・ガソリン代等）
- (5) 広報啓発するためにかかる経費（チラシ・資料・パンフレット等の作成費及び印刷代等）
- (6) 活動に直接必要な機具・機材・備品の購入・修繕
※機具等の購入または修繕については、同じ物品1種類につき1回限りとする
- (7) その他上記以外に必要と認められる経費

◇事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◇助成金額

1件（1団体）あたりの上限額は20万円です。
但し、助成対象となる経費の総額の90%以内とします。
助成の申請は1団体につき1事業までとする。

《助成対象とならない事項》

◇事業について

- (1) 団体の定例的に行われる運営活動（総会、定例会等）
- (2) 営利目的、また政治・宗教・選挙に関わる事業
- (3) 事業の企画・運営の大部分を他の団体等に委託している事業
- (4) もっぱら自分たちの趣味や同好会等の活動

◇経費について

◎次の項目の経費は、助成対象外となります

- (1) 食糧費
- (2) 団体メンバーの人件費、団体メンバーへの講師料等の謝礼金
- (3) ボランティア団体の維持・管理に係る運営費（家賃・水道光熱費・電話代・消耗品等）
- (4) 公共施設運営に係る経費
- (5) もっぱらボランティア活動以外に使用するもの
- (6) 上記助成対象経費を除く交通費
- (7) 資金使途が明確でないもの
- (8) その他申請した事業に直接関係のないもの

《申込みに関すること》

◇書類について

- (1) ボランティア活動助成金交付申請書
- (2) アピールシート
- (3) 会員名簿
- (4) 団体の内容がわかる資料（総会資料、事業計画書、予算・決算書、パンフレット等）

※申請書およびアピールシートは、秋田市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

◇受付期間について

令和7年5月16日（金）～令和7年6月16日（月）まで

※土日祝日を除く 8:30～17:00 郵送可。

※ホームページからも申請が可能です

◇お問い合わせ・お申し込み先

住所：〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8-2 老人福祉センター内

電話：018-862-7445

問い合わせ：秋田市社会福祉協議会 地域福祉課 秋田市ボランティア活動助成金 担当